

南国市PRキャラクター「シャモ番長」使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、南国市（以下「市」という。）が著作権を有する南国市PRキャラクター「シャモ番長」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの（以下これらの著作物を総称して単に「シャモ番長」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾申請等)

第2条 「シャモ番長」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、南国市長（以下「市長」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の規定による申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による申請を要しない。

- (1) 市又は市に關係する団体が、市の事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用するとき。
- (2) 国又は地方公共団体が、その事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- (4) 報道機関が、新聞、テレビ、雑誌等に報道目的で使用するとき。
- (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）で認められている私的利用の範囲に該当するとき。
- (6) 「シャモ番長」の着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報に「シャモ番長」のデザイン等を改変することなく使用するとき。

(使用許諾等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、「シャモ番長」の使用を許諾するものとする。

- (1) 市の品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体若しくは法人（市を除く。）又は商品等を支援し、推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められるとき。ただし、市のPR、市産品の販路拡大、市の産業振興等に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められるとき。
- (5) 暴力団（南国市暴力団排除条例（平成23年3月23日南国市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に關与する者が利用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用するとき。
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用するとき。
- (8) イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) 「シャモ番長」をこの規程に基づいて使用しないおそれがあるとき。
- (10) 「シャモ番長」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の観点又は著作権管理上の観点から不適當であるとき。

2 市長は、前項の規定による使用の許諾（以下「使用許諾」という。）に当たっては、必要な条件を付することができる。

3 市長は、使用許諾をするとき又は「シャモ番長」の使用を認めないときは、別記第2号様式による使用許諾回答書により、申請者に通知する。

- 4 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、「シャモ番長」のデザイン等を改変して使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 改変前に、あらかじめ市と協議を行うこと。
 - (2) 市の求めに応じて、改変した「シャモ番長」のデザイン等の画像データを市に提出すること。
 - (3) 改変した「シャモ番長」のデザイン等に類似したものを市及び他の使用者が使用した場合に、市及び当該使用者に対して著作権侵害等の申立てを行わず、著作権人格権を行使しないこと。
 - (4) 改変した「シャモ番長」のデザイン等を第三者に使用させようとするときは、市の同意を得なければならないこと。
- 5 前項第2号の規定により市に提出された画像データを市が確認した場合において、当該改変した「シャモ番長」のデザイン等が「シャモ番長」のイメージを損なうおそれがあると判断したときは、当該改変は認めないものとする。

（使用上の遵守事項）

- 第4条** 使用者は、市が定める「『シャモ番長』デザインガイドライン」に従い、「シャモ番長」を使用しなければならない。
- 2 使用者は、「シャモ番長」の使用に当たっては、原則として商品等に著作権者の表示及び「©南国市シャモ番長（#許諾番号）」の標記を付さなければならない。ただし、市の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 3 前項の標記の方法、場所その他の態様については、市と使用者が協議して決定するものとする。
 - 4 使用者は、商標、意匠等の登録出願を行ってはならない。

（使用料）

- 第5条** 「シャモ番長」の使用料は、無償とする。

（使用期間）

- 第6条** 「シャモ番長」の使用期間は、原則として使用許諾の日から4年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市長は、必要に応じて当該使用期間を変更することができる。
- 2 前項本文に規定する使用期間（同項ただし書の規定により当該使用期間の変更がされた場合は、当該変更後の使用期間）を超えて引き続き使用する場合は、改めて使用許諾を受けなければならない。

（完成品の提出）

- 第7条** 使用者は、使用許諾に係る「シャモ番長」の使用対象物の完成品を、市の求めに応じて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、当該完成品を撮影した写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

（許諾内容の変更）

- 第8条** 使用者は、使用許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、市長に別記第3号様式による使用内容変更許諾申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。
- 2 市長は、「シャモ番長」の使用内容の変更を許諾するとき又は変更を認めないときは、別記第4号様式による使用内容変更許諾回答書により、使用者に通知するものとする。
 - 3 第2条第2項、第3条第1項及び第2項並びに第6条の規定は、第1項の規定による申請及び許諾について準用する。

（許諾の取消し）

- 第9条** 市長は、「シャモ番長」の使用が使用許諾の内容に違反していると認める場合は、当該使用許諾の取消しをすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による使用許諾の取消しをしたときは、別記第5号様式による使用

許諾取消書により、使用者に通知する。

- 3 使用者は、第1項の規定による使用許諾の取消しがあったときは、当該取消しの通知があった日以降、「シャモ番長」を使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第10条 使用者は、使用許諾を受けた目的以外の目的のために「シャモ番長」を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（責任の制限）

- 第11条** 第9条第1項の規定により使用許諾を取り消した場合において、使用許諾を取り消された使用者又は第三者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。
- 2 使用者が、「シャモ番長」の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償を求められた場合においては、市長はその責めを負わない。
 - 3 使用者は、「シャモ番長」の使用により市に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（第三者に対する権利侵害）

- 第12条** 使用者は、「シャモ番長」の使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利を侵害してはならない。
- 2 市は、使用者が「シャモ番長」の使用により第三者の権利を侵害し、又は使用者が製造者としての責任を問われるに至った場合においては、一切の責めを負わないものとする。

（使用の非独占性等）

第13条 使用者は、「シャモ番長」若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権を取得してはならない。

（使用状況の調査）

第14条 市長は、使用許諾に係る「シャモ番長」の使用状況について調査をすることができる。この場合において、使用者は、市長から調査の通知を受けたときは、「シャモ番長」の使用状況について市長に報告しなければならない。

（著作権）

第15条 使用者は、「シャモ番長」に係る著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む。）が市に帰属することを確認する。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月8日から施行する。